

埼玉県私立学校審議会傍聴規程

昭和59年3月15日
第7回私立学校審議会議決
昭和59年3月30日
知事承認
令和7年2月14日
第3回私立学校審議会議決
令和7年2月14日
知事承認

(趣 旨)

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第15条の規程に基づき埼玉県私立学校審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、別記様式傍聴申込書に必要な事項を記入の上、埼玉県総務部学事課（以下「事務局」という。）に、直接、提出しなければならない。

2 傍聴券は、先着順に交付するものとする。

3 議長は、会議の会場（以下「会場」という。）の事情により傍聴人の数を制限することができる。

(入 場)

第3条 傍聴券の交付を受けて会議を傍聴しようとする者は、入場の際、議長が指名した事務局の職員に、これを提示し、当該職員 の指示に従い、所定の席に着かななければならない。

(危険物等の持込禁止)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、次に掲げる物を会場に持ち込んで서는ならない。

- 一 凶器、爆発物その他危険を生ずるおそれのあるもの
- 二 ビラ、プラカード、簾、横断その他これに類するもの
- 三 笛、太鼓その他これに類するもの
- 四 ヘルメット、はちまき、たすき、ゼツケンその他これに類するもの
- 五 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(入場の禁止)

第5条 議長は、前条の規定に違反する者、めいてい者等会議を妨げるおそれがあると認められる者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 静粛を旨とし、審議関係者の言動に対して、批評を加え、賛否の意思を表明し、

又は拍手をしないこと。

二 みだりに席を離れないこと。

三 不体裁な行為又は他人の迷惑になる行為をしないこと。

四 その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第7条 議長は、第3条、第4条及び第6条の規程に違反する者があるときは、その者に対し退場を命ずることができる。

(退 場)

第8条 傍聴人は、退場を命ぜられたとき、又は会議が非公開となったとき、若しくは会議が終了したときは、直ちに退場しなければならない。

2 議長は、前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長の命を受けた事務局の職員をして当該傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの外、傍聴に関し必要な事項は、そのつど埼玉県私立学校審議会に諮って決定する。

附 則

この規程は、昭和59年3月30日（知事の承認を受けた日）から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式（第2条関係）

<p>NO. _____</p> <p style="text-align: center;">傍聴申込書</p> <p style="text-align: center;">第 回私立学校審議会</p> <p>傍聴者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>職 業 年 齡 歳</p> <p>傍聴の目 的・理由</p> <p>連絡先</p>	<p>NO. _____</p> <p style="text-align: center;">傍聴券</p> <p style="text-align: center;">第 回私立学校審議会</p> <p style="text-align: center;">年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: center;">埼玉県私立学校審議会</p>
--	--

(日本工業規格B列6番)